

令和8年度

入札・契約制度の改正について

府中市建設部監理課

令和8年度の入札・契約制度の改正について

府中市建設部監理課

建設工事に係る改正

- | | | |
|---|-----------------------------|--------|
| 1 | 技術者等の配置条件の改正について | ・・・ 1 |
| 2 | 建設工事における低入札価格調査制度の改正について | ・・・ 6 |
| 3 | 抽選一抜け方式の導入について | ・・・ 9 |
| 4 | 週休2日制工事の実施について | ・・・ 11 |
| 5 | 建設工事における工事費内訳書への労務費等の記載について | ・・・ 15 |

測量・建設コンサルタント等業務に係る改正

- | | | |
|---|---|--------|
| 6 | 測量及び建設コンサルタント等業務における最低制限価格及び低入札調査基準価格の見直しについて | ・・・ 19 |
|---|---|--------|

建設工事、建設コンサルタント等業務共通の改正

- | | | |
|---|-------------------|--------|
| 7 | 契約締結手続き期間の見直しについて | ・・・ 21 |
| 8 | 電子保証の導入について | ・・・ 22 |

その他

- | | | |
|--|--------------------------|--------|
| | ※土木一式工事に係る下請制度運用の厳格化について | ・・・ 24 |
|--|--------------------------|--------|

1 技術者等の配置条件の改正について

1 趣旨

技術者の能力を最大限活用することにより生産性を向上させ、競争力を強化することを促す環境整備を図るため、技術者等の配置条件を見直します。

2 技術者の配置条件の標準化

市発注工事における技術者配置について市独自に定めていた規則等を廃止し、技術者の配置条件を標準化します。

(1) 公告時点での技術者の専任指定の廃止

工事毎に発注者があらかじめ公告で技術者の専任要否を指定する運用を見直し、契約金額により建設業法に則った適正な技術者を配置することとします。

改正前	改正後
設計金額 により 発注者 が専任を指定 ※設計金額 4,500 万円（建築一式工事 9,000 万円）以上の場合は入札金額に関わらず専任配置が必須	契約金額 により 受注者 が適正な技術者を配置 ※契約金額 4,500 万円（建築一式工事 9,000 万円）以上の場合は専任配置が必要（受注者は入札金額で判断） 【建設業法 26 条第 3 項】

(2) 監理技術者の必置規制の廃止

入札参加資格要件として、あらかじめ監理技術者の資格を有する者の専任配置を求める運用を見直し、下請予定金額を踏まえ、建設業法に則った適正な技術者を配置することとします。

改正前	下請金額（改正後）
下請予定金額に関わらず 発注者 が監理技術者の有資格者の配置を義務付け ※ 設計金額 5,000 万円 （建築一式工事の場合は、8,000 万円）以上の案件のうち専任配置を指定	下請予定金額により 受注者 が監理技術者の有資格者を配置 ※ 下請契約合計額 5,000 万円 （建築一式工事の場合は、8,000 万円）以上の場合は監理技術者を配置 【建設業法第 26 条第 2 項】

※設計金額により、**特定建設業許可**を有することを入札参加資格要件とする運用も合わせて廃止する。

(3) 技術者等の兼務制限の改正

人材を最大限活用し工事執行の円滑化を図るため、主任技術者等（主任技術者及び監理技術者をいう。）、営業所技術者及び現場代理人の兼務制限を改正します。

ア 営業所技術者の取扱い

営業所技術者は、営業所ごとに常勤で置かなければなりません。ただし、次の場合には例外的に現場配置技術者と兼務することができます。（現場代理人は兼務できません。）

改正前		改正後	
設計金額	兼務制限（要件）	請負代金の額	兼務制限（要件）
4,000万円 (8,000万円) 以上	兼務不可	4,500万円 (9,000万円)以上 1億円(2億円)未満	兼務要件1 ※1 (4,500万円未満であっても専任配置をする必要がある場合も含む)
4,000万円 (8,000万円) 未満	営業所と工事現場が近接している場合 兼務要件2 ※2	4,500万円 (9,000万円)未満	営業所と工事現場が近接している場合 兼務要件2 ※2 又は 上記以外の場合 兼務要件1 ※1

（括弧内の金額は建築一式工事における金額である。）

※1 **兼務要件1** 次の要件をすべて満たすこと

- ① 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- ② 兼ねる工事現場の数が1件以下であること
- ③ 当該建設工事の請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること
- ④ 当該営業所と建設工事の工事現場間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ移動時間が片道おおむね2時間以内であること
- ⑤ 建設工事の下請次数が3以下であること
- ⑥ 主任技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に配置できること。ただし、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合は、連絡員が当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること
- ⑦ 当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術（現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS（建設キャリアアップシステム）又はCCUSとAPI連携したシステム等）の措置を講じていること
- ⑧ 人員の配置を示す計画書を作成し、当該工事現場に備え置くこと。なお、当該計画書の備え置き及び保存等は電磁的方法によることができるものとする。
- ⑨ 当該工事現場の状況を確認するための情報通信機器（遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものとして、スマートフォン、タブレット端末又はWEB会議システム等）が設置され、かつ通信環境が確保されていること
- ⑩ 主任技術者等は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。上記⑥の連絡員は当該建設工事において専任や常駐の必要はないが、施工管理の最終的な責任は受注者が負うこと
また、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することができ、一つの建設工事に複数の連絡員を配置することもできる。上記⑧の人員の配置を示す計画書は建設業法施行規則による帳簿の保存期間と同じ期間、当該工事現場の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない

※2 **兼務要件2** 次の要件をすべて満たすこと

- ① 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- ② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接していること
- ③ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること
- ④ 主任技術者等は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

イ 主任技術者の取扱い

主任技術者は、請負金額 4,500 万円以上の工事では現場に専任で置かなければなりません。ただし、次の要件を満たせば例外的に他の工事の主任技術者等を兼務することができます。

改正前		改正後	
設計金額	兼務制限 (要件)	請負代金の額	兼務制限 (要件)
4,000 万円 (8,000 万円) 以上	兼務不可	1 億円 (2 億円) 以上	密接な関係がある公共工事 の場合は 2 件まで可 (監理技術者を配置した工事での兼務は不可)
		4,500 万円 (9,000 万円) 以上 1 億円 (2 億円)未満	密接な関係がある公共工事 の場合又は 専任特例 1号 ※4適用の場合 2 件まで
500 万円以上 4,000 万円未満	3 件以内 ただし、災害復旧に 係る工事を除く	4,500 万円未満	兼務制限なし
500 万円未満	兼務制限なし		

※3 **密接な関係がある公共工事** (建設業法施行令第 27 条第 2 項) 次の要件をすべて満たすこと

- ① 工事現場の相互の間隔が 10 km 程度以内
 - ② 兼務する工事箇所が全て府中市内であること
 - ③ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる公共工事又は施工にあたり相互に調整を要する公共工事 (資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等を含む)
- (注) 上記の条件をいずれも満たす場合、主任技術者又は現場代理人は、他の公共工事の現場における現場代理人又は主任技術者と兼務することができる。

※4 **専任特例 1号** (建設業法第 26 条第 3 項第 1 号) 次の要件をすべて満たすこと

- ① 各建設工事の請負代金の額が 1 億円 (建築一式工事の場合は 2 億円) 未満であること
- ② 工事現場間が、一日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場間の移動時間が概ね 片道 2 時間以内であること
- ③ 下請次数が 3 を超えないこと
- ④ 連絡員 (土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1 年以上の当該業務の実務経験を有する者) を工事現場に配置すること
- ⑤ 工事現場の施工体制について、情報通信技術 (CCUS 等) を利用する方法により確認するための措置を講じていること
- ⑥ 人員配置計画書を作成し、各工事現場及び営業所に備え置くこと
- ⑦ 工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器 (スマートフォンやタブレット端末等) が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること
- ⑧ 同一の主任技術者等が、兼務する工事の数が 2 を超えないこと

ウ 監理技術者の取扱い

監理技術者を配置する工事の場合は、専任配置が必要です。ただし、次の要件を満たせば例外的に他の現場配置技術者と兼務することができます。

改正前		改正後	
兼務不可	請負代金の額	兼務制限	
	2億円以上	兼務不可	
	2億円未満	専任特例2号※5適用の場合は2件まで可	
	1億円未満 (2億円)	専任特例1号又は専任特例2号適用の場合は2件まで可 ただし、専任特例1号と専任特例2号の併用は不可	

※5 専任特例2号（建設業法第26条第3項第2号） 次の要件をすべて満たすこと

①それぞれの工事現場に次の①、②のいずれかに該当する監理技術者補佐（建設業法施行令第29条第1項に規定）を専任配置すること。ただし、建設工事の種類が、機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は②に限る。

- ①請負った建設工事の種類に係る主任技術者の資格を有する者のうち、1級の技術検定の第1次検定に合格した者
- ②請負った建設工事の種類に係る監理技術者の資格を有する者

- ②府中市内で工事現場間の間隔が10km程度以内であること
- ③監理技術者が施工に係る主要会議に参加し、また、工事現場の巡回及び主要な工程の立会など、元請としての職務が適正に遂行できる範囲であること
- ④監理技術者と監理技術者補佐との間で常時の連絡が取れる体制であること
- ⑤情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐の担う業務等について明らかにすること
- ⑥監理技術者に関する特例であり、主任技術者及び現場代理人は対象とならない
- ⑦同一の監理技術者が、兼務できる工事現場数は2であること

エ 現場代理人

当該建設工事の現場には、現場代理人を常駐させなければなりません。ただし、次の要件を満たす場合は、この限りではありません。なお、現場代理人は同一の工事において主任技術者等及び専門技術者を兼務することができます。

改正前		改正後	
設計金額	兼務制限(要件)	請負代金の額	兼務制限(要件)
4,000万円 (8,000万円) 以上	兼務不可	4,500万円 (9,000万円) 以上	下記☆その他要件全て満たす場合かつ 密接な関係がある公共工事 の場合は 2件まで兼務可能 (監理技術者を配置した工事での兼務は 不可)
130万円以上 4,000万円 (8,000)未満	☆その他要件全て満たす場合は 3件以内 ただし、災害復旧に係る工事を除く	200万円以上 4,500万円 (9,000)未満	☆その他要件全て満たす場合は5件以内
130万円未満	兼務制限なし	200万円未満	兼務制限なし

☆ その他要件

- ①府中市発注又は施工場所が府中市内の広島県及び広島県水道広域連合企業団が発注した工事（府中市発注以外は相手が認めた場合）であること
- ②現場代理人の兼務を認めない工事でないこと
- ③監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等の適切な対応ができること
- ④低入札価格調査工事でないこと

(4) 配置予定技術者等の配置期間の緩和

一般競争入札で、入札参加資格要件として配置予定の主任技術者等及び現場代理人に求める工事実績について、対象となる工事の従事期間に係る要件を緩和します。

項目	改正前	改正後
配置期間	工事の全期間に従事	次の期間を除く工事の全期間に従事 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の始期から現場施工に着手するまでの期間※6 ・ 工事を全面的に一時中止している期間 ・ 工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間 ・ 工事完成通知の提出以降、引渡しを受けるまでの期間

※6 現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

(5) 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場に配置する主任技術者等及び現場代理人については、工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされており、次のような者の配置は認められません。

- ・ 在籍出向者や派遣等、直接的な雇用関係を有していない者の場合
- ・ 工事期間のみの短期雇用の者の場合

なお、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために配置する現場代理人及び主任技術者等については、「恒常的な雇用関係」として、入札の申込みのあった日以前に、**3か月以上**の雇用関係があることが必要です。

ただし、直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いには、持株会社の子会社への出向は認めるなど例外の場合もありますので、詳しくは「監理技術者制度運用マニュアル（出典元：国土交通省）」をご確認ください。

ここで、「入札の申込みのあった日」とは、次の日をいいます。

一般競争入札：開札日の前日

指名競争入札：入札執行日

随意契約：見積書提出日

※直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する物（どれか一つ）

- ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ・ 監理技術者資格者証（所属建設業者名が記載されているもの）の写し
- ・ 住民税特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）の写し
- ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- ・ 事業所発行の雇用証明書

（配置予定技術者の氏名、生年月日、雇用開始年月日、雇用形態（正規従業員であることがわかるもの）、所属会社の住所、証明者（代表者等）氏名、商号又は名称、証明年月日、証明者印が押印されたもの）

・・・等

3 施行期日

令和8年4月1日以降に指名・公告等する工事から実施します。

2 建設工事における低入札価格調査制度の改正について

1 低入札価格調査制度と最低制限価格制度の適用対象の変更


(1) 趣旨

建設工事においては、品質確保やダンピング受注による下請業者へのしわ寄せ防止のため、低入札価格調査制度を設けています。

こうしたなか、手抜き工事・下請けしわ寄せ・契約不履行を防止し、技能者の賃金引上げ、ひいては、建設業の担い手確保につなげるため、さらなるダンピング防止対策の強化が求められています。

そのため、低入札を防ぎ、地域経済及び地域社会の健全な発展につなげるため、低入札価格調査制度の一部改正を行います。

(2) 変更内容

	改正前 	改正後
低入札価格調査制度	設計金額 1,000 万円以上の建設工事へ適用	総合評価落札方式による入札案件のみ対象
最低制限価格制度	設計金額 1,000 万円未満の建設業務へ適用 (随意契約を除く)	総合評価落札方式以外の入札案件が対象 (随意契約を除く)

(3) 改正理由

低入札価格調査制度は、発注者にとっても専門的で高度な技術力が必要となるなど事務的な負担も大きく、調査制度も形骸化しやすいという指摘もあります。そこでダンピング受注対策として必要に応じて最低制限価格制度を活用し実効性を確保するよう国からの通知もあり、中小規模で標準的な工事等を主に実施する本市においては、低入札価格調査制度の対象となる工事を変更します。なお、価格とともに技術力が求められる総合評価落札方式による案件は、最低制限価格を設定できないことから、引き続き低入札価格調査制度を適用します。

2 低価格入札者と契約する場合の措置

項目	改正前	改正後
入札参加制限	過去3か月以内での低価格入札での契約がないこと	引渡しまでの間の市発注工事等への参加を制限
技術者の追加配置	なし	設計金額 5,000 万円以上の場合、監理技術者又は主任技術者と同程度の技術者を専任で1名配置
技術者と現場代理人の兼務制限	なし	設計金額 5,000 万円未満の場合、監理技術者又は主任技術者と現場代理人の兼務禁止
現場代理人の他工事との兼務	兼務不可	兼務不可
契約保証金の額	請負代金額の10分の3以上	請負代金額の10分の3以上
契約解除に伴う違約金	請負代金額の10分の3	請負代金額の10分の3
前払金の額	請負代金額の10分の2以内	請負代金額の10分の2以内
契約不適合責任期間	引渡しから4年(木造建築物、設備機器本体等の場合は2年)	引渡しから4年(設備機器本体等の場合は2年)

3 適正な履行確保の基準の改正

(1) 失格基準価格の設定

入札金額が失格基準価格に満たない場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め、「失格」となります。

失格基準価格=①～④の**合計額**

- ① 市が積算した直接経費(直接工事費+共通仮設費積上分)×0.9
- ② 市が積算した共通仮設费率分×0.8
- ③ 市が積算した現場管理費×0.8
- ④ 市が積算した一般管理費等×0.3

(2) 低入札価格調査の強化

さらなる品質確保を図るため、調査において低入札価格調査報告書等の提出を求めるものとします。

- ア 低入札価格調査報告書
- イ 当該価格で入札した理由
- ウ 施工計画書(安全管理に関するもの)

- エ 配置予定補助者の資格・工事経験調書(配置を求める工事に限る。)
- オ 手持ち工事の状況
- カ 契約対象工事個所と低価格入札者の事務所、倉庫等との関連
- キ 手持ち資材の状況
- ク 資材購入先一覧
- ケ 手持ち機械の状況
- コ 労働者の確保計画
- サ 工種別労務者配置計画

3 施行期日

令和8年4月1日以降に指名・公告等する工事から実施します。

3 抽選一抜け方式の導入について

1 趣旨

入札の意義を尊重しつつ事業者の幅広い受注機会の確保を図ります。

2 抽選一抜け方式とは

抽選一抜け方式とは、競争入札に付す複数の案件において、落札候補者（又は落札者。以下同じ。）を決定する順位をあらかじめ定め、抽選で落札候補者となった者のその後の抽選による入札を無効とすることにより、順次その後の案件の落札候補者を決定する入札方式です。

3 内容

（1）対象工事の指定

対象工事は、次に掲げるすべての要件に該当する案件から指定し、入札公告又は指名通知時に「抽選一抜け方式の対象工事」であることを明示します。

- ・ 同一日に入札公告又は指名通知を行い、かつ同一日に開札する案件
- ・ 落札者の決定方法が総合評価落札方式によらない価格競争方式の案件
- ・ 建設工事の種類、入札の選定方式（一般競争入札・指名競争入札）が同一の案件

（2）執行方法

次ページのとおり

4 施行期日

令和8年4月1日以降に公告・指名する工事から実施します。

(2) 執行方法

抽選一抜け方式の例

入札者	工事①		工事②		工事③		工事④		工事⑤		工事⑥	
	金額	決定状況	金額	決定状況	金額	決定状況	金額	決定状況	金額	決定状況	金額	決定状況
A者	60,000 (<くじ)		50,000 (<くじ)	落札候補者	40,000		30,000	無効 (一抜け)	20,000 (<くじ)		12,000	
B者	60,000 (<くじ)	落札候補者	50,000	無効 (一抜け)	38,000	落札候補者	30,000	無効 (一抜け)	20,000 (<くじ)		10,000	無効 (一抜け)
C者	60,000 (<くじ)		50,000 (<くじ)		40,000		30,000	落札候補者	20,000 (<くじ)	落札候補者	10,000 (<くじ)	無効 (一抜け)
D者											10,000 (<くじ)	落札候補者
E者											10,000 (<くじ)	

抽選一抜け方式適用外

抽選一抜け方式適用外

単位 (千円)

府中市建設工事抽選一抜け方式入札取扱要領第5条より、

ア 抽選一抜け方式を適用する入札の開札は、予定価格の高い順に設定するものとする。

イ 入札において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上のうち最も低い価格（以下「最低価格」という。）が複数あり抽選となる場合を抽選一抜け方式による入札とする。

ウ 抽選一抜け方式による入札においては、1者が落札候補者となることができ対象工事の件数は1件までとし、落札候補者となった者の以後の対象工事に係る入札は無効とする。

エ 最低価格をいれた者が入札の時点において1者のみである場合は、抽選一抜け方式適用外の入札として執行するものとする。 **(事例 工事②)**

オ 抽選一抜け方式の適用により、無効となる入札を除くと最低価格による入札が1者となる場合は、その1者を落札候補者とする。ただし、指名競争入札の場合は抽選一抜け方式適用外の入札として執行する。 **(事例 工事③)**

カ 抽選一抜け方式の適用により、無効となる入札を除くと最低価格による入札が残らない場合には、当該案件は抽選一抜け方式適用外の入札として全ての入札を有効として執行するものとする。 **(事例 工事④)**

キ 落札候補者の決定は、原則として開札順に行うものとする。なお、再度入札に付す場合も同様とする。 **(事例 工事⑤)**

ク 事後審査の結果、落札候補者が資格要件を満たさないと認められた場合は、次順位者を落札候補者とする。この場合、当該決定は他の案件の落

札結果等に影響を及ぼさないものとする。

4 週休2日制工事の実施について

1 趣旨

建設産業において就業者の高齢化と担い手不足が進行するなか、将来にわたり社会資本を整備し維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休2日の確保による建設現場の就労環境の改善が求められています。また、働き方改革関連法の施行により令和6年4月からは建設業にも時間外労働の上限規制が導入され、上限規制を企業が違反した場合には罰則が科せられます。

このことを踏まえ、府中市が発注する建設工事において、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を目的とし、建設工事の週休2日制を次のとおり実施します。

2 定義

- (1) 週休2日とは、工事着手日（現場作業開始日）から工事完了日（以下「対象期間」という。）において、4週間（28日）の内に休日を8日以上の割合で設けることです。ただし、年末年始の6日間及び夏季休暇の3日間は週休2日の休日扱いから除きます。
- (2) 週休2日の設定は、次に示す月単位と通期があります。
 - ア 月単位の週休2日は、対象期間において、全ての月単位（工事着手日から28日毎を一月とします。）で週休2日とします。ただし、対象期間が4週間に満たない場合又は月単位による端数が生じた場合は、通期で週休2日を達成していれば、月単位で達成したものとしてします。
 - イ 通期の週休2日とは、対象期間全体を通じて、週休2日の割合とするものです。（通期の場合は、経費の補正はありません。）
- (3) 工事種別は週休2日適用工事と週休2日交替制適用工事があります。
 - ア 週休2日適用工事は、対象期間中週休2日の割合で現場を閉所して休日を設ける工事です。
 - イ 週休2日交替制適用工事とは、現場を閉所とせず技術者及び技能労働者が、休日を交替で設定し、技術者・労働者の全員が週休2日を達成するものです。

3 発注方式

発注の方式は、次のとおりです。

- ア **発注者指定型** 発注者が週休2日適用工事に指定し、補正係数を乗じた経費で設計しています。
- イ **受注者希望型** 週休2日適用工事による設計は行っておらず、受注者が希望すれば週休2日適用工事として取り扱います。

工事種別及び設計金額による発注方式は、原則、次の表のとおりとします

工事種別	設計金額	発注方式（原則）
週休2日適用工事	2,000万円以上	発注者指定型
	2,000万円未満	受注者希望型
週休2日 交替制 適用工事	全て	

※月単位の取組で実施するものとするが、達成困難な場合は通期の取組とします。

4 実施方法

- (1) 受注者希望型において週休2日（交替制）適用工事を実施する場合は、契約後速やかに工事打合せ簿等により発注者へ申し出て、工事着手までに休日取得計画表を提出することとします。また、毎月7日までに休日の取得状況が確認できる書類（日誌、出勤簿等）を監督職員へ提出してください。
- (2) 週休2日を実施することを理由とする工期延長は認めません。
- (3) やむをえず発注者指定型工事において週休2日が実施できない場合も、速やかに発注者へ申し出てください。

5 経費等の補正

受注者希望型工事において月単位の週休2日（交替制の場合も）が実施できた場合は、別に定める経費の補正係数を乗じて設計変更（増額）を行います。また、発注者指定型の工事において月単位の週休2日（交替制）が実施できなかった場合は、補正係数を除く設計変更（減額）を行います。

6 施行期日

令和8年4月1日以降に指名・公告等する工事から実施します。

休日取得計画表の作成 (例)

入力する箇所 自動表示する箇所

着手日・完了日を入力してください。
※工期ではありません。

対象期間を通して、<月単位><通期>それぞれで
達成できていれば「達成」、できていなければ「未達成」と表示します。

様式 1

工事着手日 **2024/7/1** , 工事完了日 : **2024/11/8**

作業日・休日		入力凡例	
作業日	作業日	夏休	夏季休暇(3日間)
休日	休日	正月	年末年始休暇(6日間)
		中止	工場製作のみを実施している期間、 一時中止している期間等

(参考) 通期の現場閉所率算定		計画	実施
対象日数	128	128	128
休暇日数	41	41	41
率	32.0%	32.0%	32.0%

1 期 間 目 的	第1週							第2週							第3週							第4週							計画	実施			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			対象日数	休暇予定日数	単位期間判定
月	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	28	9	クリア	28	9	達成
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	対象日数	休暇予定日数	単位期間判定	休暇取得日数	単位期間判定
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日					
行事																																	
計画	作業	作業	作業	作業	作業	休日	休日	作業	作業	作業	作業	作業	休日	休日	休日	作業	作業	作業	作業	休日	休日	作業	作業	作業	作業	休日	休日	28	9	クリア	28	9	達成
実施	作業	作業	作業	作業	作業	休日	休日	作業	作業	作業	作業	作業	休日	休日	休日	作業	作業	作業	作業	休日	休日	作業	作業	作業	作業	休日	休日	32.1%		クリア	32.1%		達成

「入力凡例」を参考に、該当項目をプルダウンより選択してください。

月日や行事は自動的に更新します。

月ごとの達成状況を表示します。

28日に満たない期間は、月単位の判定から除外します。
なお、通期の判定には含まれます。

交替制は作業員ごとに、該当項目をプルダウンより選択してください。
なお、計画の欄は、原則、記入不要です。

1 期 間 目 的	第1週							第2週							第3週							第4週							計画	実施			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			対象日数	休暇予定日数	単位期間判定
月	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	28	8	クリア	28	8	達成
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	対象日数	休暇予定日数	単位期間判定	休暇取得日数	単位期間判定
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日					
行事																																	
作業員A	計画	作業	作業	作業	作業	休日	休日	作業	作業	作業	作業	作業	休日	休日	作業	作業	作業	作業	休日	休日	作業	作業	作業	作業	休日	休日	28	8	クリア	28	8	達成	
作業員A	実施	作業	作業	作業	作業	休日	休日	作業	作業	作業	作業	作業	休日	休日	作業	作業	作業	作業	休日	休日	作業	作業	作業	作業	休日	休日	28.6%		クリア	28.6%		達成	
作業員B	計画	作業	作業	作業	作業	休日	休日	作業	作業	作業	作業	作業	休日	休日	作業	作業	作業	作業	休日	休日	作業	作業	作業	作業	休日	休日	28	8	クリア	28	8	達成	
作業員B	実施	作業	作業	作業	休日	休日	作業	作業	作業	作業	作業	作業	休日	休日	作業	作業	作業	作業	休日	休日	作業	作業	作業	作業	休日	休日	28.6%		クリア	28.6%		達成	
作業員C	計画	作業	作業	作業	作業	休日	休日	作業	作業	作業	作業	作業	休日	休日	作業	作業	作業	作業	休日	休日	作業	作業	作業	作業	休日	休日	28	8	クリア	28	8	達成	
作業員C	実施	作業	作業	作業	休日	休日	作業	作業	作業	作業	作業	作業	休日	休日	作業	作業	作業	作業	休日	休日	作業	作業	作業	作業	休日	休日	28.6%		クリア	28.6%		達成	
作業員D	計画	作業	作業	作業	作業	休日	休日	作業	作業	作業	作業	作業	休日	休日	作業	作業	作業	作業	休日	休日	作業	作業	作業	作業	休日	休日	28	8	クリア	28	8	達成	
作業員D	実施	作業	作業	作業	休日	休日	作業	作業	作業	作業	作業	作業	休日	休日	作業	作業	作業	作業	休日	休日	作業	作業	作業	作業	休日	休日	28.6%		クリア	28.6%		達成	

※シートの保護はパスワードを設定しておりませんので、必要に応じて解除してください。

※ページが足りない場合は、シートをコピーして対応してください。

5 建設工事における工事費内訳書への労務費等の記載について

令和6年6月14日に公布された建設業法等の一部を改正する法律により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、「材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費」の内訳を記載した内訳書の提出が義務化されました。

それに伴い、工事費内訳書に次の項目の記載を必須とします。

追加された記載事項

- ・材料費
- ・労務費
- ・法定福利費
- ・建設業退職金共済契約に係る掛金
- ・安全衛生費

工事費内訳書は任意様式ですが、以下を参考にして内訳書の下段に記載するか、または内訳書内に該当する項目を記載してください。

費目・工種・施工名称 など	数量	単位	単価	金額	備考
工事費計				〇〇〇円	

(直接工事費のうち、材料費 〇〇〇〇円)

(直接工事費のうち、労務費 〇〇〇〇円)

(現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額 〇〇〇〇円)

(現場管理費のうち、建退共制度の掛金 〇〇〇〇円)

(工事原価のうち、安全衛生経費 〇〇〇〇円)

※各項目の記載については、国土交通省発「労務費ダンピングを防止するための公共発注者ガイドライン」を参照してください。なお、当該資料の該当ページ抜粋を次ページ以降に参考添付しています。

施行期日

令和8年4月1日以降に指名・公告等する工事から実施します。

労務費ダンピングを防止するための公共発注者ガイドライン(R7.12 国交省発)

2-2 内訳書の様式（例）

土木工事、建築工事、小規模工事における内訳書の様式（例）は、次ページ以降のとおりである。なお、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共の掛金、安全衛生経費については、欄外での明示又は別様式による提出も可能である。今回新たに内訳書に記載することとなった項目については、以下の考え方に基づいて記載項目を設定した。

●材料費及び労務費

材料費及び労務費については、直接工事費として計上されること、見積作成の負担を軽減することから、細別ごとに記載を求めるのではなく、直接工事費の内数として記載することとしている。

材料費については、主要な材料費は必須項目とし、雑材料や建設機械に使用される燃料費については、任意項目とした。雑材料の算出は煩雑であり、内訳書を作成するための負担を軽減する必要があること、積算上、率計上となっており発注者では把握が困難であるためである。また、建設機械に使用される燃料費についても、算出が煩雑であることが想定されることから任意項目としている。

なお、当面の間、労務費については、積上げ可能な方式（歩掛、施工パッケージ型積算方式等）で積算した労務費を計上し、市場単価方式や標準単価方式（その他の物価本掲載の価格も含む）により積算した労務費は計上しなくてよい。

表3 工事費内訳書へ記載する内容

	材料費	労務費
必須項目	・ 主要な材料費	・ 積上げ積算方式の工種 ・ 施工パッケージ型積算方式の工種
任意項目	・ 雑材料 ・ 建設機械の燃料費 ・ 仮設材の賃貸料金	・ 市場単価方式の工種 ・ 土木工事標準単価方式の工種 ・ 建設機械の運転労務
不要項目		・ 現場技術職員等の給与・手当 ・ 資材搬入の運転労務

●現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料含む）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）の法定の事業主負担額

●建設業退職金共済制度の掛金（建退共掛金）

建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいる場合は、必要金額の記載を行う。

- ・下請け予定事業者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合
- ・入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であり、かつ、当該工事現場に従事する労働者がいる場合

建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合は、金額の欄に「－」と記載を行う。

- ・入札参加者及び全ての下請予定業者が建設業退職金共済制度の加入事業者でない場合
- ・入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であるものの、当該工事現場に従事する労働者がいない場合

現場労働者の法定福利費の事業主負担額と建退共の掛金は、公共土木工事の積算上、現場管理費に含まれることから、現場管理費の内数として記載することとしている。

公共建築工事については、現場労働者の法定福利費の事業主負担額は一般的に直接工事費に含まれるため、工事原価の内数として記載することとしている。また、建退共の掛金は、現場管理費に含まれることから、現場管理費の内数として記載することとしている。

●労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費（安全衛生経費）

「安全衛生経費」は、次の表のとおりで、関連する費目は多岐にわたっており、また、積算上の費目としては、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費にまたがっている。

このため、詳細な内訳作成が困難と考えられることから、工事原価の内数として記載することとしている。

表4 「安全衛生経費」の考え方（土木工事の場合）

費用区分		主な内容		細目
直接工事費	工事目的物の施工に直接必要な安全設備（指定仮設及び参考図等に示されているもの）	足場		・ 枠組足場、単管足場、吊足場等 ・ 手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幅ネット、安全ブロック、親綱
		支保工		・ 型枠支保工、橋梁架設等支保工
		土留め		・ 仮締め切り（シートパイル、親杭横矢板、連壁）
		土留め支保工		・ 切梁、腹起（裏込めコン含む）
		作業構台		・ 乗入構台、荷受構台、作業構台 ・ ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車 ・ 重機移動用敷き鉄板
		交通規制		・ 交通誘導警備員
		仮囲い		・ 仮囲い（万能板、フラットパネル、シートゲート他）、防音シート、防音パネル、足場出入り口のゲート
間接工事費	準備費	調査費用		・ 埋設物調査試掘ほか
		安全費	交通管理に要する費用	交通規制に要する費用
	安全管理等に要する費用		監視連絡等に要する費用	・ 列車見張員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員（潜水）等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置
			安全意識、注意喚起に要する費用	・ 各種注意看板標識、安全掲示板
			保護具類	・ ヘルメット、保護めがね、防じんマスク（電動ファン付き呼吸用保護具）、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣
	作業環境		・ 換気設備、空気清浄設備（潜函）、ガス抜き等の措置（ずい道）、各種環境測定器（酸素濃度ほか） ・ 排気管、圧力計（高圧室内）、照明器具	
		警報設備	・ 土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置（潜函）・ベル、サイレン等警報装置（ずい道） ・ 風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計	
	営繕費	倉庫、材料保管等に要する費用		・ 火薬庫など
	現場環境改善費			・ 照明器具、熱中症対策設備
	現場管理費	疾病・衛生対策費		
安全訓練研修等に要する費用				・ 特別教育、各種資格取得のための講習受験費用 ・ 避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT

出典：「安全衛生経費確保のためのガイドブック」（株）建設産業振興センター

注）現行の「土木請負工事積算要領」国土交通省に基づき、一部改編

6 測量及び建設コンサルタント等業務における最低制限価格及び低入札調査基準価格の見直しについて

1 趣旨

建設業の担い手確保や品質向上を目指し、ダンピング受注による弊害（下請へのしわ寄せ等）を防止するため、低入札価格調査制度の一部改正を実施します。

2 最低制限価格及び低入札調査基準価格の適用対象の変更

	改正前	改正後
低入札価格調査制度	設計金額 1,000 万円以上の業務へ適用	総合評価落札方式による入札案件のみ対象
最低制限価格制度	設計金額 1,000 万円未満の業務へ適用 (随意契約を除く)	総合評価落札方式以外の入札案件が対象 (随意契約を除く)

3 最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定方法の見直しについて

	【改正前】	【改正後】
測量業務	直接測量費 ×1.00 測量調査費 ×1.00 諸経費 ×0.48	直接測量費 ×1.00 測量調査費 ×1.00 諸経費 ×0.50
建築関係建設コンサルタント業務（変更なし）	直接人件費 ×1.00 特別経費 ×1.00 技術料等経費 ×0.60 諸経費 ×0.60	直接人件費 ×1.00 特別経費 ×1.00 技術料等経費 ×0.60 諸経費 ×0.60
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費 ×1.00 直接経費 ×1.00 その他原価 ×0.90 一般管理費等 ×0.48	直接人件費 ×1.00 直接経費 ×1.00 その他原価 ×0.90 一般管理費等 ×0.50
地質調査業務	直接調査費 ×1.00 間接調査費 ×0.90 解析等調査業務費 ×0.80 諸経費 ×0.48	直接調査費 ×1.00 間接調査費 ×0.90 解析等調査業務費 ×0.80 諸経費 ×0.50
補償関係コンサルタント業務	直接人件費 ×1.00 直接経費 ×1.00 その他原価 ×0.90 一般管理費等 ×0.45	直接人件費 ×1.00 直接経費 ×1.00 その他原価 ×0.90 一般管理費等 ×0.50

※上記以外の業務については、最低制限価格（低入札基準価格）は設定しないものとする。

※最低制限価格（低入札調査基準価格）は府中市が積算した業務費の内訳に、それぞれに定める一定の割合を乗じ、合計したものとする。

(1) 最低制限価格の設定（総合評価落札方式以外）

ア 最低制限価格が、予定価格の70%から85%の範囲内の場合は、当該価格の1万円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格として設定します。

（2以上の業務から構成される場合は、端数処理する前の金額を合計し、その合計額を最終的に切り上げるものとする。）

イ 最低制限価格が、予定価格の85%を超える場合は予定価格の85%の額を、予定価格の70%に満たない場合は予定価格の70%の額を最低制限価格として設定します。

(2) 低入札調査基準価格の設定（総合評価落札方式）

ア 低入札調査基準価格が、予定価格の70%から85%の範囲内の場合は、当該価格の10万円未満の端数を切り上げた額を低入札調査基準価格として設定します。

（2以上の業務から構成される場合は、端数処理する前の金額を合計し、その合計額を最終的に切り上げるものとする。）

イ 低入札調査基準価格が、予定価格の85%を超える場合は予定価格の85%の額を、予定価格の70%に満たない場合は予定価格の70%の額を低入札調査基準価格として設定します。

3 施行期日

令和8年4月1日以降に指名・公告等する業務から実施します。

7 契約締結手続き期間の見直しについて

1 趣旨

建設工事等の入札契約に係る落札者等の負担軽減を図るため、契約手続き期間から「府中市の休日を守る条例」（平成元年条例第19号）第1条第1項に定める市の休日を除くこととします。

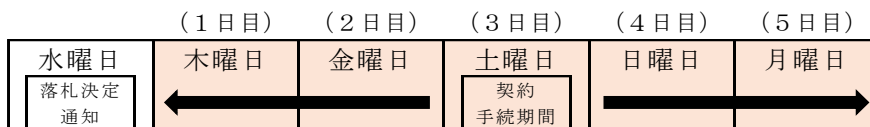
2 内容

次のとおり、契約手続きを変更する。

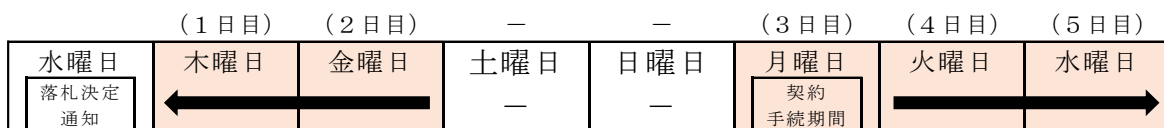
項目	基準
「入札条件及び注意事項」 8 契約の締結 落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結するものとし、議会の議決が必要な場合には落札決定の通知を受けた日から5日以内に仮契約を締結し、議決後本契約を締結するものとする。（議会の議決が必要な契約は、予定価格が1億5千万円以上である。）	「入札条件及び注意事項」 8 契約の締結 落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日（ 府中市の休日を守る条例第1条第1項に規定する市の休日を除く。以下同じ。 ）以内に契約を締結するものとし、議会の議決が必要な場合には落札決定の通知を受けた日から5日以内に仮契約を締結し、議決後本契約を締結するものとする。（議会の議決が必要な契約は、予定価格が1億5千万円以上である。）

例

（変更前）



（変更後）



8 電子保証の導入について

1 趣旨

契約関係事務のデジタル化を推進するため、電子保証を導入します。市内業者の受注機会の確保や不可抗力による履行遅延等のリスクを分散化することを目的に実施します。

2 内容

契約保証及び前払金保証について、紙媒体での保障証書等の提出に加えて、電磁的記録により発行された保証証書等（電子証書等）の提出を可能とします。

（電子保証の対象となるもの）

区分	保証事業会社	損害保険会社
契約保証	契約保証証書	履行保証保険証書 公共工事履行保証証券
前払金（中間前払金）保証	前払金保証証書	—

3 対象

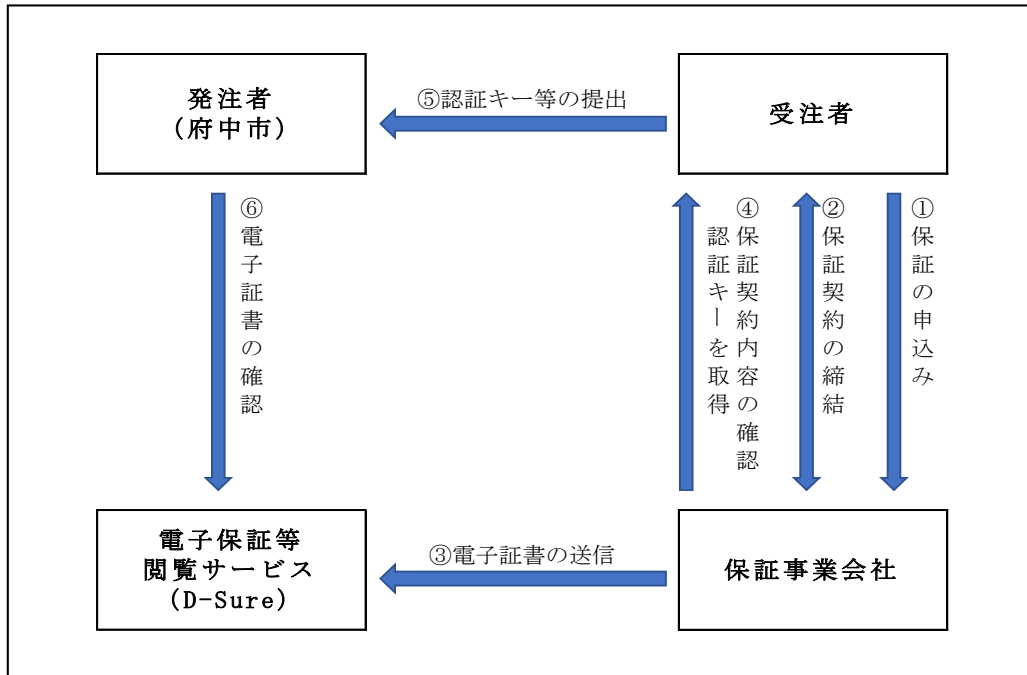
建設工事、測量・建設コンサルタント等業務

4 施行期日

令和8年4月1日以降に指名・公告等する工事・業務から実施します。

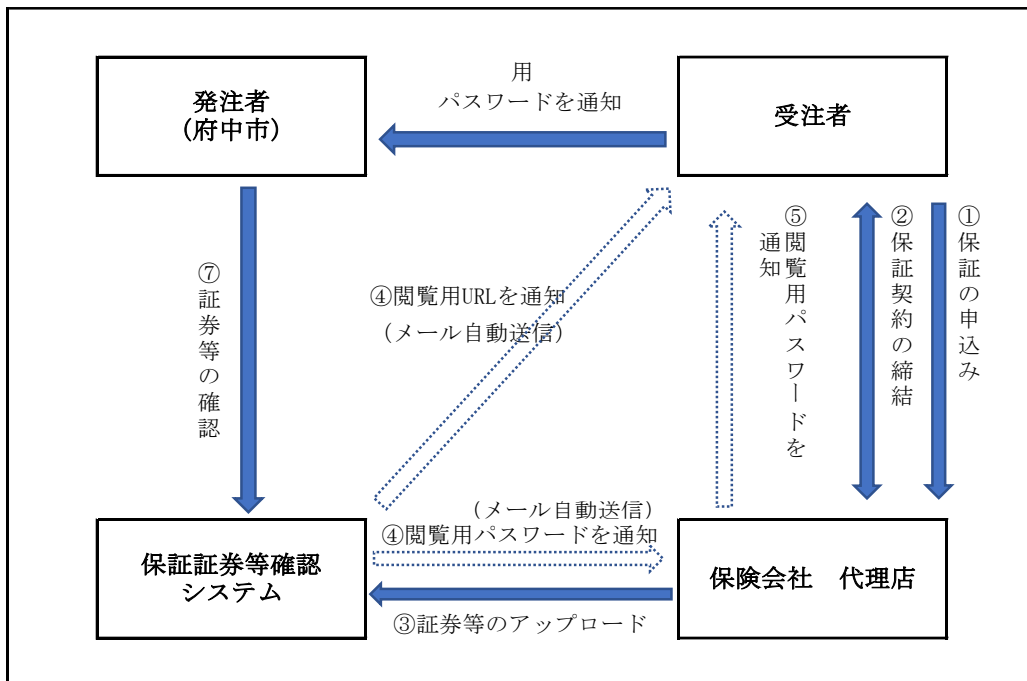
電子証書等の提出方法

【保証事業会社の場合】



※ 発行された認証キー（PDF ファイル）を電子メールに添付し、府中市監理課のメールアドレス宛に提出

【損害保険会社の場合】



※土木一式工事に係る下請制度運用の厳格化について

本市が市内業者へ発注する土木一式工事について、地域内経済循環の確保及び制度の適正運用を図るため、下請制度の運用を次のとおり厳格化します。

1 下請制度の基本的な取扱い

- (1) 契約金額 300 万円未満の建設工事（舗装工事、法面工事及び建築一式工事を除く。）
主たる部分の工事については、下請負を行わないこと。
- (2) 市内認定業者へ発注する土木一式工事
下記に掲げる理由により届出を要しない場合を除き、工事の一部を下請負に付する場合は、原則として市内業者へ請け負わせること。
なお、特殊工事である場合や、技術的に対応可能な市内業者が存在しない場合等、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 制度運用の厳格化の内容

- (1) 下請制度の取扱いについては、従前より実施してきましたが、令和 8 年度からは厳格に運用を行うものとします。
- (2) 「市内業者に打診したが辞退された」等の理由のみでは、市外業者への下請負は認めません。
- (3) 監督員は、施工体制台帳に基づき、必要に応じて工事従事者の本人確認を行うことがあります。

【入札条件及び注意事項抜粋】

入札条件及び注意事項

2.1 下請契約について

- (2) 当初工事請負代金額が 300 万円未満の建設工事（舗装工事、法面工事、建築一式工事を除く。）において、「主たる部分」の下請負を行わないこと。（以下略）
- (3) 市内業者へ発注する土木一式工事の施工に際して、工事の一部を下請させる場合は、以下に掲げるもの以外、原則市内に営業所を有する者に請負わせること。ただし、高度又は特殊な技術を要し技術的に対応できる業者が存在しない等の合理的な理由の届出がなされ承認する場合はこの限りでない。

【理由の届出の必要のない業種】

プレストコンクリート	法面処理	大工
左官	石	屋根
タイル	れんが	ブロック
鋼構造物	鋼橋上部	鉄筋
舗装	しゅんせつ	板金
ガラス	塗装	防水
内装仕上	機械器具設置	熱絶縁
電気通信	造園	さく井
建具	水道施設	消防施設
清掃施設		